

子 障 第 1022 号
平成 28 年 10 月 24 日

障害児者福祉施設 御中
(那覇市を除く。)

沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課長
(公印省略)

平成 28 年度沖縄県社会福祉施設等施設整備費（障害児者福祉施設）に係る大規模
修繕等（防犯対策関連のみ）の協議対象事業の募集について（依頼）

みだしのことについて、国の平成28年度第二次補正予算が10月11日に成立し、10月21日に厚生労働省から通知がありましたので、当該補助金を希望する場合は、下記により提出願います。国への提出期限が11月2日（水）必着となっているため、県としましても10月28日（金）には審査等を終える必要がありますので、下記の提出期限を過ぎた場合は、当課としても対応できませんので、ご了承下さい。

なお、提出された書類を精査した上で、予算の範囲内で県事業として選定し、国庫補助協議を行う予定であります。

記

- 1 事前連絡表の提出期限：平成28年10月25日（火）正午まで必着
(下記担当者へメール送付、電話連絡も行うこと)
※提出書類：別紙様式・見積書
- 2 事前協議書の提出期限：平成28年10月27日（木）正午まで必着
本島内は持参（当課担当へ直接）。
離島はメールで27日（木）正午までに提出し、原本は28日（金）午後3時までに必着
※ 提出書類は下記3により確認すること。
- 3 様式等掲載先
沖縄県ホームページ→組織で探す→子ども生活福祉部障害福祉課→「お知らせ」
- 4 留意事項等
 - (1) 事業採択されても、国及び県からの内示額が補助金の上限額を下回る場合もある。
 - (2) 原則、今年度中に工事が完了する事業のみを対象とする。既に着手している事業は対象

外となる。

- (3) 那覇市内における事業所は本事業の対象外となる。
- (4) 別添により事業ごとに総事業費の下限金額が示されているので確認の上、提出すること。
- (5) 提出書類は事業所ごとに作成すること。各様式の留意事項等を確認の上作成すること。
- (6) 同一法人内で複数の事業所について事前協議書を提出する場合は、法人における優先順位を別葉で作成すること（様式は任意）。
- (7) 2社以上の見積書を提出すること。見積書には法人名及び当該事業所を明記させること。
- (8) 障害者支援施設、障害児入所施設及び共同生活援助事業（グループホーム）については、平成28年9月に行った要望調査の事業費を上限とする。
- (9) 防犯対策関連については、「大規模修繕等」対象事業であり、施設と一体的に実施する工事を補助対象としているため、設備・備品のみで購入費用は補助対象外となる。
- (10) 図面に、設備の設置場所、配線路等及び工事内容についても記入すること。
- (11) 国庫の事前協議用エクセル等の様式については、県で精査後、データファイルを提出して頂き、県で追記の上国へ提出することになるので、当該様式のファイル形式は変更しないこと。
- (12) 県用の提出書類のうち市町村長意見書は不要とする。
- (13) 事前協議書提出後に追加書類の提出を依頼する場合もある。

5 その他

- (1) 上記2の事前協議書の提出方法（県用1部、国用1部）
 - ① 県様式及び国庫補助金の事前協議用の様式があるため、別葉にし、各々A4版フラットファイル（縦、左綴じ）に
 - 【県用】鑑文→提出書類一覧→様式第1号、・・・
 - 【国用】提出書類一覧→様式第7号→（別紙）→見積書、・・・の順に綴じ込み、項目ごとに合紙（白紙）にインデックスを付けること。
 - ② 図面等はA4版折りたたむこと。
 - ③ フラットファイル背表紙には、白に黒字・縦書きで「H28」「沖縄県」「施設名」「設置主体名（法人名）」とする。

沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課
事業指導支援班 名嘉山 尚子
TEL : 098-866-2190
FAX : 098-866-6916
Email : nakaymsh@pref.okinawa.lg.jp

【補助金（防犯対策）の概要】

1 対象事業

- (1) 門、フェンス等の外構等の設置・修繕
門、フェンス等の外構等が破損し、設置・修繕を行うための整備
- (2) 非常通報装置等の設置
警察機関への非常通報装置等を設置するための整備

(対象工事の例示)

- ・110番直結非常通報装置を設置する工事
- ・防犯カメラを設置する工事
- ・カメラ付きインターホンを設置する工事
- ・人感センサーを設置する工事
- ・その他、障害者支援施設等の安全対策に必要な工事

2 補助基準

- (1) 門、フェンス等の外構等の設置・修繕については、入所施設にあつては総事業費が1,000千円以上、通所（利用）施設にあつては300千円以上のものとする。
- (2) 非常通報装置等の設置については、総事業費が300千円以上とする。

3 負担割合

- ① 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、障害者支援施設の場合
補助率 5 / 6（国 4 / 6、県 1 / 6）
- ② 障害児入所施設のうち、主として知的障害のある児童を入所させる施設の場合
補助率 5 / 6（国 4 / 6、県 1 / 6）
- ③ 障害児入所施設のうち、主として、重症心身障害児（児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう）を入所させる施設の場合
補助率 9 / 10（国 8 / 10、県 1 / 10）
- ④ 上記①～③以外の施設の場合
補助率 3 / 4（国 2 / 4、県 1 / 4）

**沖縄県社会福祉施設整備費補助金(障害児者福祉施設)協議対象事業
国庫補助金の事前協議用の提出書類一覧【大規模修繕及びスプリンクラー設備等】**

※提出書類の先頭に本一覧表を付けて下さい。

【個別協議書】

法人名:	
施設名:	
事業(施設)種別:	

様式番号等	様式名	提出書類チェック (○、×)	備考
様式第7号・(別紙)	大規模修繕及びスプリンクラー設備等整備計画協議書(全体計画分)		
	見積書(2社以上からの見積書)		
	協議対象設備等のパンフレット等(コピー可)		
共通別紙1	施設の配置図及び施設の経歴		
共通別紙2	工事実施前の施設の平面図		
共通別紙3	整備工事実施後の施設の平面図		
共通別紙4-1	木造社会福祉施設老朽度調査表	/	
共通別紙4-2	非木造社会福祉施設老朽度調査表		
共通別紙5	独立行政法人福祉医療機構に対する償還計画等調		
	当該機構への借入申込書の添付書類の「借入金償還計画表」及び「借入金償還財源内訳」の写し		
(別表)	借入金償還計画等一覧表		既に借入金がある場合は、対象。今回の施設整備で新たに借入予定の場合は、既借入金と新規借入金を別業とする。
	償還財源確認書類		
共通別紙6	社会福祉法人等調書		
	法人役員履歴書(評議員についても同様)		県の様式第4号をコピーして添付すること。
	借入金償還計画等一覧表		
	予算書及び決算書		
共通別紙7	事業計画書		施設整備を必要とする理由については1及び2は省略し、3のみを記載する。
共通別紙8	法人審査結果報告書		審査結果以外の項目を入力する。
その他参考資料			

